平成23年度 健全化判断比率を公表します

本市は早期健全化基準の範囲内

　地方自治体の財政問題に対応した法律として平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」）が公布され、この法律により財政健全化にかかる各指標を、監査委員の審査を経て議会に報告し、かつ公表することが義務づけられました。

　平成23年度決算における健全化判断比率は、昨年同様に４つの指標すべてで早期健全化基準の範囲内でした。しかし、算定された各比率は、あくまで法律上、全国統一の基準で地方自治体の健全度を測る財政指標の一つであり、財政の早期健全化や再生の観点から、市の財政の実態を明らかにするためのルールにすぎず、早期健全化基準を下回れば財政運営上問題がないということではありません。

　臨時的な支出にどれだけ柔軟に対応できるかという指標である経常収支比率は、99・3％と前年度と比較して2.2％改善しました。理想とされる70～80％には依然として遠く、多摩26市中最も高い数値となっており、財政が硬直化していることを表しています。公債費比率は、前年度より1.1ポイント減の8.5％と改善されました。

　普通会計の市民1人当たり市債現在高は21万5千円で、前年度より2万3千円下がり、多摩26市平均21万7千円と比べてほぼ同じ水準になりました。全会計の市民1人当たり市債現在高では、34万8千円になっています。

　一方で、市の貯金である基金残高は減っています。普通会計の市民1人当たりの基金残高は2万4千円で26市中では24番目となります。

　健全化判断比率や経常収支比率などの数値だけでは、自治体の正確な状況を把握することはできませんが、改善に向けて適切な財政運営に取り組んでいきます。

↓財政課（内408）

数値が一つでも早期健全化基準を超えた場合	数値が一つでも財政再生基準を超えた場合
○基準値以下にするための財政健全化計画を定めなければなりません。 ○定めた財政健全化計画を国や都へ報告しなければなりません。 ○定めた財政健全化計画の実施状況を公表し、国や都に報告しなければなりません。	○財政健全化計画より厳しい財政再生計画を定めなければなりません。 住民税等の税率引上げ 使用料・手数料の値上げ 徴収率向上のための計画 事務事業の廃止や見直し 組織縮小・合理化 その他の歳出削減措置　など ○定めた財政再生計画を国や都へ報告しなければなりません。 ○予算は財政再生計画に基づいて調製しなければなりません。 ○国の同意なく地方債による借入れができなくなります（災害復旧事業債等を除く）。
国の関与のもとで計画的に財政の健全化を図っていくことになります。	国のより強い関与のもとで財政再生を進めることになります。

財政健全化にかかる各指標

健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成22年度（参考）	―	―	6.8	46.5
平成23年度	―	―	4.9	25.5
増　減	―	―	△1.9	△21.0
早期健全化基準	12.23	17.23	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	35.00	35.0	

※「―」は当該比率が黒字であることをあらわしています。

資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	平成22年度	平成23年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	―	―	20.0

▼実質赤字比率　標準財政規模（＊5）に対する普通会計の赤字の割合。平成23年度は黒字のため「数値なし」となっています。

▼連結実質赤字比率　普通会計だけでなく、国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計や、下水道事業などの公営企業会計等も含めた国分寺市全体における赤字の割合。平成23年度は黒字のため「数値なし」となっています。

▼実質公債費比率　普通会計の公債費（借金の返済額）だけでなく、公営企業会計等の公債費に充てるための繰出金なども含めた実質的な公債費が、標準財政規模に占める割合の3年度平均値。この比率が高まるということは借金の返済に一般財源が圧迫され、財政の弾力化が低下することを意味します。平成23年度の多摩26市の平均は、3.2％です。

▼将来負担比率とは　将来、普通会計で負担することが見込まれる金額の標準財政規模に対する割合。この比率が大きくなるほど、将来に見込まれる負担が大きいことを意味します。また、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率の3つの指標のみならず、この指標を算定することで、現在の負担と将来の負担のバランスを念頭においた財政運営が可能となります。平成23年度の多摩26市の平均は、21.1％です。

▼資金不足比率　赤字である公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する比率であらわしたもの。公営企業の資金不足の状況。この比率が高くなるほど、公営企業の経営状況に問題があることとなります。平成23年度は黒字のため「数値なし」となっています。

（＊5）標準財政規模…通常収入されるであろう経常的な一般財源（税や交付金等）の規模。平成23年度本市の標準財政規模は、約229億1,519万円です。

経常収支比率

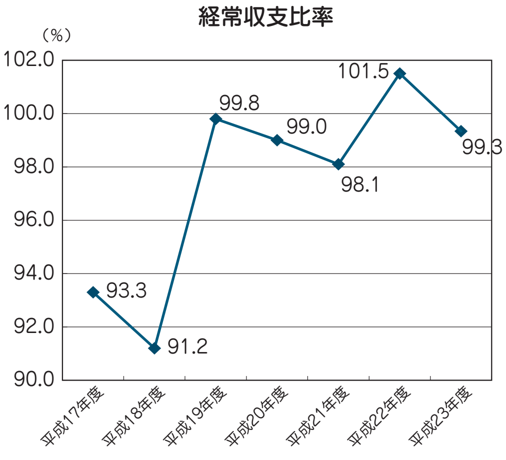

公債費比率および実質公債費比率

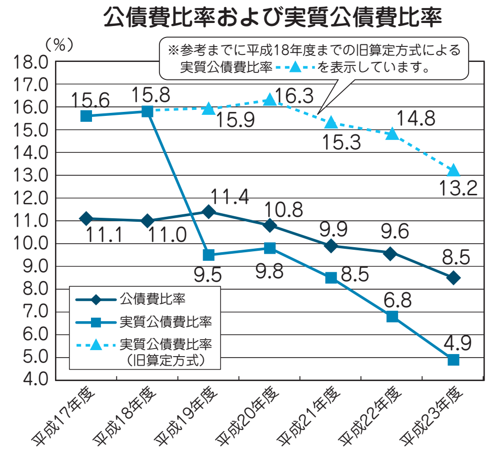

▼経常収支比率　市の財政構造の弾力性を判断する指標として使われるもので、人件費・扶助費・公債費等の経常経費（義務的経費）に、地方税・地方交付税・地方譲与税を中心とする経常的な収入である一般財源がどの程度充当されたかをみるものです。経常経費に充当した一般財源の残りの部分が大きいほど臨時の財政需要に対応できることとなり、財政構造に弾力性があるといえます。経常収支比率は、70～80％の間にあるのが理想とされています。平成23年度多摩26市の平均は92.1％です。

▼公債費比率　借入れた地方債の毎年度の元利償還金を公債費といい、この公債費の標準財政規模（地方交付税を算定する際計算される経常一般財源）に占める割合を公債費比率といいます。公債費は、人件費・扶助費とともに義務的経費であり、財政構造の硬直化の要因となるので、その健全性のため10％を超えないことが望ましいとされています。

▼実質公債費比率　地方債の発行が協議制度に移行したことに伴い、公債費による財政負担の度合いを判断するために、平成17年度から新たに導入された指標です。内容は「健全化」の欄で説明したとおりですが、自治体の財政の弾力化を測るうえで非常に重要な指標の一つです。平成19年度より健全化判断比率の指標の一つとなり、算定するにあたってのルールが総務省により変更され、従来の算定方法に加え、公債費の財源に「都市計画税（＊6）」を充てることとなりました。この理由で19年度の数値から大幅に低くなってはいますが、歳入が新しく発生したり、実質的に状況が変わったものではないので、実態が改善された訳ではありません。なお、従来の旧算定方式で算定した場合は13.2％で、昨年度より1.6ポイント改善しています。

（＊6）都市計画税…都市計画事業および土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税で、市街化区域内（本市は全域）の土地、家屋に課税されます。昭和31年から課されている税で、毎年、都市計画事業費に対して見込まれている歳入となっています。